

第 10 章 エクステンション

A. 新クラブ結成の基準

1. 申請書

正式に結成され、役員を選出したいかなるグループ、クラブ又は集まりも、ライオンズクラブのチャーター（認証状）を国際協会に申請することができる。申請書は、国際理事会が定めるとおりに国際本部に提出されなければならない。同理事会が申請を承認した後に、本協会の会長及び幹事が署名したチャーターが交付される。このチャーターが正式に交付されたとき、クラブは結成されたものとみなされる。ライオンズクラブが認証状を受理することは、本協会の会則及び付則を受け入れそれに従うことに同意したことを意味すると共に、ライオンズクラブ国際協会が法人組織化された州で有効となっている法律に基づき、同会則及び付則によって解釈され統制される関係を、本協会との間に結ぶことを受け入れたことを意味する。2018 年 1 月 1 日より新クラブ・チャーター申請書はすべて MyLCI を通じて提出されなければならない。

2. 書類

いかなる結成予定クラブも、下記の書類が国際本部（米国イリノイ州オークブルック）において受理され、理事会又はその代理人によって承認されるまで、チャーターを交付されることも、ライオンズクラブ国際協会の記録に加えられることも、正式にライオンズクラブとして認められることもない。

- a. 必要事項がすべて記入された公式のチャーター申請書。
- b. 最低 20 人のチャーターメンバーの氏名。大きな既存のクラブが友好的に分割する場合を除き、このうち 75%は、同じ複合地区内で居住または就業している（ただし、会員増強委員会が承認した場合にはこの限りではない）新しい会員でなければならない。
- c. チャーター費全額支払いの確認書 -- チャーター費は US\$35.00 である。正ライオンズクラブから転籍するグッドスタンディングのライオンズのチャーター費は、US\$20 である。ただし、クラブ支部会員はこれが免除される。チャーター費及び入会費は払い戻しされない。

- (1) 国際会則に規定されているか、又は理事会の決議で制定されたチャーター費以外は、いかなる地区、準地区、クラブも、追加のチャーター費を請求することはできない。

- (2) アメリカ及びカナダ以外の国の場合、ライオンズクラブ国際協会の口座に資金が振り込まれたことを示す銀行発行の振込金受取書の写しを提出すれば、資金の支払いが完了したとみなされる。
- (3) 国際協会の承認を得ないクラブ・チャーター申請に対しては、US\$100 の手数料が徴収される。

3. チャーターメンバー

ライオンズクラブのチャーター承認後 90 日以内に入会した全ての会員がチャーターメンバーと見なされる。ただしこの 90 日の期間内にチャーターメンバーが国際協会に報告され、かつ納入金が速やかに支払われることが条件である。未払金のあるクラブは、現存の活動停止方針に従う。

4. 新クラブのスポンサー

- a. すべての新クラブは、複合地区会則及び付則の規定に従って、クラブ、ゾーン、リジョン、地区キャビネット、あるいは地区委員会によってスポンサーされなければならない。新クラブのスポンサーは、クラブが存在する地区の境界線内から出るものとする。新クラブのスポンサーは、その責任について十分に説明を受けるものとする。スポンサー・クラブは、所属地区の地区ガバナーの承認に基づいて、最大二つまでの共同スポンサー・クラブの助力を受けることができる。共同スポンサー・クラブは、他の地区から来ても良い。新しい国でのクラブ結成の場合には、コーディネーター・ライオンが助力する。
- b. 新しい地域の最初のクラブは、ライオンズクラブ及び (又は) その地区にスポンサーされなければならない。その後追加される各新クラブについては、地区に属さないその地域が暫定地区を編成するまでの間、最初のスポンサー地区内のライオンズクラブがスポンサーを務めることができるほか、有資格のガイディング・ライオン任命を含むスポンサーとしての全責任を承知することを条件に、別の地区のライオンズクラブもスポンサーを務めることができる。特別な事情があると理事会又は執行委員会が判断した場合、地区に属さない地域のクラブをスポンサー・クラブにすることができる。

これら特別な事情の下に新クラブを承認するための基準：

- (1) 既存の地区に属するライオンズクラブには、予定されるクラブに地理的に近いクラブが他にない場合。
- (2) スポンサーとなることに伴って経済的責任を負う必要が起こるかもしれないが故に、地区に属するクラブの中にスポンサーになるクラブがない場合。

- (3) スポンサーになる予定のクラブ会員たちが、予定される新クラブ及びその会員たちと個人的な深いつながりを持っている場合。
 - (4) 地区に属するクラブがライオンズを推進できないか推進を拒否しているため、地区に属さないスポンサー・クラブの経済援助が、新地域でライオンズ会員を増やすための唯一の方法である場合。ただし、チャーター費だけに限られる。
- c. ライオンズ紋章が刺繍され、クラブ旗に付けることができる「新クラブ・スポンサー」パッチが、スポンサー・クラブに交付される。

5. クラブ名

- a. 新クラブの名前には、そのクラブが存在する地方自治体又はこれと同等の政府行政区分の名を使わなければならない。「地方自治体」とは、市、町、村、県、郡など正式な政府単位である。新クラブが地方自治体内に存在しない場合には、そのクラブが存在する公式政府単位の名称で、最も適切かつその地で識別できる名称を使う。ただし、会員増強委員会の投票により承認された場合にはこの限りではない。
- b. 同じ「地方自治体」又は同等の政府行政区分に複数のクラブが存在する場合に用いる「区別するための名称」は、同じ「地方自治体」又は同等の政府行政区分にある他のクラブとは別に、はっきりと識別できるような名前であれば何を使ってもよい。区別するための名称は、地方自治体名の後に括弧で区別して、協会の正式な記録に記入される。
- c. 「ホスト・クラブ」という言葉は、その地方自治体の親クラブを認める名誉なタイトルである。その他の特別な特典又は特権は伴わない。
- d. ライオンズクラブの名称には、ライオンズクラブ国際協会の会長を務めた者以外、現存者の名前を使ってはならない。
- e. いかなるライオンズクラブも、その名称に「International (国際)」を付け加えることはできない。
- f. ライオンズクラブを区別するための名称として、「レオ」という言葉を付け加えられる。
- g. ライオンズクラブの名称に企業名を含める場合には、当該企業がクラブの命名に関連して企業名の使用を認可することを証明する手紙あるいは書類が、企業名を含むクラブ名の承認に先立ち、提出されなければならない（例えば、社用箋を用いての企業代表からの文書）。

6. クラブ境界線

クラブの境界線は、クラブが存在する地方自治体又は同等の政府行政区分の境界線と同じもの、あるいは、地区ガバナーの管轄範囲にある単一地区、準地区、又は暫定地区内とし、そのクラブが存在する複合地区及び（又は）地区の会則及び付則の規定に従い、地区キャビネットの承認がなければならない。

7. チャーター承認日

チャーター申請書が承認された日を、チャーター承認日とする。この年月日が、クラブのチャーターと協会の公式記録に記入される。

8. チャーター

- a. ライオンズクラブ国際協会の会長及び幹事が、新クラブのチャーターに署名をする。スポンサーのクラブ、地区キャビネット、又は地区委員会の名も、記入される。
- b. 新クラブのチャーターは、地区ガバナー又はコーディネーター・ライオンに直接送られる。地区に属さない新クラブのチャーターは、新クラブの会長に送られる。

9. 会費

チャーターメンバーは、氏名がスポンサー・ライオンズクラブ、コーディネーター・ライオン及び国際協会に報告された月の翌月 1 日から、会費を支払う。新ライオンズクラブには、チャーターが締め切られた直ぐ後に、会費の請求書が送られる。

10. チャーター申請書の提出期限

記入済みチャーター申請書が国際本部（米国イリノイ州オークブルック）に 6 月 20 日の業務終了時間までに提出された場合には、提出された年度内の結成分として処理される。

11. 新クラブの存続保証

- a. 1 会計年度内に 10 以上の新クラブを結成する地区は、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、あるいはグローバル・アクション・チーム GMT エリアリーダー/特別エリア・アドバイザーのいずれかの承認が追加で必要となる。チャーター承認に先立ち、半期分の国際会費が納められなければならない。

- b. 地区が1会計年度に結成できるキャンパスクラブは3つまでとし、入会する学生会員は合計100人とする。この数を上回るキャンパスクラブの結成又は学生会員については、会員増強委員会の承認が必要となる。結成の目的上、キャンパスクラブとは5人以上の学生会員が入会するクラブであると定義される。
- c. ライオンズクラブ国際協会が過去に学生会員プログラムの不正使用を発見したことがあり、かつ学生会員が会員総数の5%以上を占める地区は全て、以下の対象となる。
 - (1) その地区内の全てのキャンパスクラブは、学生会員の正真正性確認が行われている間、ステータスクオ処分とされる。この処分は、かかる確認について地区に連絡が行われた日付から45日経過後直ちに行われる。
 - (2) その地区において、学生会員が25%以上を占める従来型クラブは全て、学生会員の正真正性確認が行われている間、ステータスクオ処分とされる。この処分は、かかる確認について地区に連絡が行われた日付から45日経過後直ちに行われる。

B. クラブ支部

- 1. 事情があって正クラブ結成をサポートできない場合、その地域にライオニズムを広められるよう、クラブは支部を編成することができる。支部は付設組織として会合し、現地で選出された役員として支部会長、幹事、会計を置く。この3人の役員と支部連絡員で、支部の執行委員会が構成される。
 - a. クラブ支部は、理事会方針書が定める新ライオンズクラブ用のクラブ名の指針に従わなければならない。
 - b. クラブ支部の編成には、最低5人の支部会員が必要である。
 - c. 支部会員は、毎月2回以上集まるよう奨励される。
 - d. 支部会員は、支部の活動につき投票することができると共に、親クラブの例会に出席している場合には親クラブの投票権のある会員である。
 - e. 支部会員は会長を選出する。会長は親クラブの理事会のメンバーを務めるものとし、親クラブの会合及び（又は）理事会会議に出席して支部が予定している活動の報告と月々の財務報告を行うと共に、支部と親クラブ間の自由な討議及び効果的なコミュニケーションを促すための調整を行うよう奨励される。支部会員には、親クラブの定例会議に出席することが奨励される。親クラブは、親クラブの中から支部連絡員を務める会員を1人指名する。支部連

絡員は支部の進捗状況を見守り、援助を継続的に行う。この会員はクラブ支部の4人目の役員としての役目を果たす。

- f. 親クラブが国際会費、複合地区会費、地区会費を集め納入する。会員の入会や退会は、親クラブの月例会員報告で記録される。
- g. 特別な事情があり、国際理事会会員増強委員会から許可を得た場合を除き、支部は親クラブと同じ地区（単一又は準）内になければならない。
- h. 特別な事情がある場合には国際理事会会員増強委員会から許可を得た上で、ライオンズクラブが存在しないコミュニティ/地域に支部を結成することができる。
- i. コミュニティとは、共通の場所でさまざまな個人が相互作用しあう集団として定義されるものとする。
- j. 親クラブは、支部を編成することを地区ガバナーに通知しなければならない。
- k. 支部は、親クラブ全会員の過半数による賛成投票で解散できる。支部の会員は、親クラブの会員として残る。支部が解散したことは、ライオンズクラブ国際協会にも親クラブの役員が書面で通知しなければならない。
- l. クラブ支部が新たな正クラブに変換する場合、正クラブに変換するクラブ支部の会員報告書が作成され、親クラブ幹事及び地区ガバナーの署名がなされることにより、その支部会員は親クラブからの退会者として処理される。

2. クラブ支部編成に対する抗議

- a. 既存のクラブによる抗議：正クラブの結成抗議と同じ規則と手順に従って、親クラブの支部編成を抗議することができる。
- b. 地区ガバナーによる抗議：地区ガバナーは、支部編成について検討するよう国際理事会に要請することができる。

C. 新クラブ結成抗議の手順

新しいライオンズクラブ結成を奨励することが、ライオンズクラブ国際協会の意図である。しかしながら、非常に限られた場合において悪い影響を及ぼすような事情及び（又は）新クラブの結成を制限するような事情があり得ることも認められる。手順に関する以下の規定は、新ライオンズクラブ結成案に対する抗議を審理する際に適用される。

ライオンズクラブ国際協会によるエクステンションの取り組み又は新クラブ結成プログラムを通じて結成されたクラブに対する抗議、あるいは会員及び新クラブ・オペレーション課が法律部との相談の上で国際理事会方針に従っていないと判断した理由による抗議は考慮されない。このような理由として挙げられるのは次のようなものであるが、これだけには限られない。1.領域に関する抗議 - いかなるクラブも、特定の地域に対して独占的な権利を主張することはできない。2.名称に関する制約 - 現在の理事会方針に従っていない場合を除き、いかなるクラブも、新しいクラブの名称に対して抗議することはできない。3.境界線に関する制限 - いかなるクラブも、新クラブの領域を限定することはできない。4.承認に関する制限 - 既存クラブは新ライオンズクラブを助長し良き手本となって指導することを目的とするのであって、既存クラブが新クラブを承認することは必要とされない。

文書配布の指針：抗議者は、会員増強委員会及び国際理事会の構成員に配布してもらうため、すべての書類及び関係資料を会員及び新クラブ・オペレーション課の課長に提出する。抗議者は、個々の理事に直接文書を配付してはならないし、この手順に列記されている者以外の関係者に配布してはならない。

1. 抗議

- a. 直接影響を受ける（すなわち、提案されている新クラブの境界線が、抗議クラブの境界線内であるといった場合）既存クラブだけが、又は結成予定のクラブが所属することになる地区の地区ガバナーが、抗議することができる。個々の会員が抗議を申し立てることはできない。

クラブによる抗議：

文書にまとめた抗議文がクラブの全体会議で承認される必要があり、クラブのチャーターが承認される以前に、先ず地区ガバナー及び協議会議長に抗議文を提出し、会員及び新クラブ・オペレーション課課長に写しを送らなければならない。会員及び新クラブ・オペレーション課に抗議文が届いた日から10日以内に、地区ガバナー及び（又は）協議会議長が問題を解決できない場合には、ガバナー及び（又は）協議会議長が、推薦する解決策を会員及び新クラブ・オペレーション課に提出する。

地区ガバナーによる抗議：

結成予定のクラブのチャーター申請書への署名を拒否した場合、地区ガバナーは、承認の署名をしない理由並びに提案を説明した文書を提出することにより、この手順に沿って抗議を申し立てることができる。この文書は、チャーター申請書提出日より30日以内に国際本部に届いていなければならない。ガバナーは、現在の方針に従わなければならない、そうでなければ抗議をする権利を失う。

- b. 抗議の理由を説明し、何故、結成予定のクラブには発展の可能性がないと思うか、あるいは、何故、クラブの活動に結成予定クラブが悪影響を及ぼすと思うかを実証する抗議文がクラブ役員または地区ガバナーの署名付きで、結成予定の新クラブのチャーター交付日に先立って国際本部に郵便、ファックス、あるいは文書による他の方法で届いていなければならない。
- c. 下記 C 項で定められる形式に従っていなければならない。
- d. 手数料として US\$500.00 又はそれぞれの国の通貨による相当額を、添えなければならない。理事会が抗議者を支持する断定をした場合には、この料金は返される。
- e. 抗議者は、同じ時に同じ連絡方法で抗議文の写しを、協議会議長、地区ガバナー、会員及び新クラブ・オペレーション課課長、並びに（又は）抗議の対象となる者（たち）に送らなければならない。このような抗議文を受け取った際には、会員及び新クラブ・オペレーション課課長は可能であれば、抗議文の写しを航空便で、その者（たち）に送ることもあるが、それゆえに抗議者がその責任から解放されるということは、いかなる場合にもない。要求された場合には、抗議者は抗議の対象となる者（たち）に抗議文を送ったことの証拠を提出しなければならない。

2. 返答

抗議に対する返答は、直接関係している当事者（たち）からのみ提出されなければならない。下記 C 項で定められている形式に従っており、その原文が、郵便又は宅配便で、抗議受領日より 30 日以内に国際本部に届いていなければならない。

3. 抗議文及び返答文の形式

- a. 抗議の手紙は、5 ページを超えてはならず、クラブ役員又は地区ガバナーの署名が付されていなければならない。このページ制限を超えることは、一切許可されない。ページ制限とは別に、表紙として 1 枚の紙に、(a) 地区番号、(b) 抗議者の住所氏名、電子メール・アドレス、ファックス番号、(c) 結成予定の新クラブの名称、住所、電子メール・アドレス、ファックス番号、(d) 結成予定の新クラブのチャーター日が、上から順に記載されていなければならない。
- b. 提出される文章の終わりには、クラブの正式代表者又は地区ガバナーの直筆の署名が付いていなければならない。
- c. 上記規定に沿っていない抗議文はいかなるものも受け付けられず、規定に反していることが書き添えられて、返送される。しかし、抗議の対象となって

いるクラブの結成が承認される以前に適切な文書が代わりに提出された場合には、その抗議文が期限までに提出されたものとみなされる。会員増強委員会は、これらの規定に従わずに再提出された抗議文のいかなるものについても考慮を拒むことができる。

会員増強委員会は、上記手順又は規定に沿っていないいかなる抗議文又は返答文も、考察することを必要としない。

チャーター交付拒否の文書は、申請書に記入されている新クラブの会長宛てに送られる。そのクラブは、事情が変わった時に改めて、チャーターを申請することができる。

会員増強委員会がチャーター交付の承認または拒否の決断を下したら、それ以上の抗議は考慮されない。会員増強委員会の決定は、最終的なものであり拘束力を有する。

抗議に関するすべての情報は、会員部に提出されなければならない、年間を通じて会員増強委員会により検討される。

ライオンズクラブ国際協会にチャーター申請書が届いており、正式な抗議が申し立てられていないクラブにはいかなるものにも、チャーター交付が認められることに注意する。

4. 毎会計年度の7月1日以降、前会計年度5月1日よりも前の日付の保留チャーターは、現職の地区ガバナーに送付され、その検討を受けなければならない。地区ガバナーは、ライオンズクラブ国際協会に小切手を請求し保留されたチャーター費を保留クラブのチャーターメンバーに払い戻すか、地区を代表して保留されたチャーター費のLCIFへの寄付を申し出るものとする。

毎会計年度の7月1日以降、前会計年度5月1日以降の日付の保留チャーターは、現職の地区ガバナーに送付され、地区ガバナーがこれを承認または却下する。地区ガバナーがクラブを承認する場合、要請されているすべての情報および／または費用が8月31日までに会員プログラム及び新クラブ・マーケティング課で受領されれば、その時点でクラブ結成となる。保留クラブが8月31日までに新規結成クラブとならない場合、地区ガバナーはライオンズクラブ国際協会に小切手を請求し保留されたチャーター費を保留クラブのチャーターメンバーに払い戻すか、保留されたチャーター費をLCIFに寄付しなければならない、クラブは取り消しとなる。ライオンズクラブ国際協会の職員は、グローバル・アクション・チーム GMT エリアリーダーと相談の上、小切手の送付先を決定する。

D. アワード

1. 国際エクステンション・アワード

- a. 下記のアワードが個々のライオンズに交付される。同じデザインのアワードが 15 種類、以下の 3 つのレベルに分けて設けられる。

- | | | | |
|------|-----------|---------------|----------------|
| (1) | 1 クラブ結成 | エクステンション・アワード | レベル 1 (青色の装飾) |
| (2) | 2 クラブ結成 | エクステンション・アワード | レベル 2 (青色の装飾) |
| (3) | 3 クラブ結成 | エクステンション・アワード | レベル 3 (青色の装飾) |
| (4) | 4 クラブ結成 | エクステンション・アワード | レベル 4 (青色の装飾) |
| (5) | 5 クラブ結成 | エクステンション・アワード | レベル 5 (青色の装飾) |
| (6) | 10 クラブ結成 | エクステンション・アワード | レベル 6 (紫色の装飾) |
| (7) | 15 クラブ結成 | エクステンション・アワード | レベル 7 (紫色の装飾) |
| (8) | 20 クラブ結成 | エクステンション・アワード | レベル 8 (紫色の装飾) |
| (9) | 25 クラブ結成 | エクステンション・アワード | レベル 9 (紫色の装飾) |
| (10) | 30 クラブ結成 | エクステンション・アワード | レベル 10 (紫色の装飾) |
| (11) | 40 クラブ結成 | エクステンション・アワード | レベル 11 (金色の装飾) |
| (12) | 50 クラブ結成 | エクステンション・アワード | レベル 12 (金色の装飾) |
| (13) | 75 クラブ結成 | エクステンション・アワード | レベル 13 (金色の装飾) |
| (14) | 100 クラブ結成 | エクステンション・アワード | レベル 14 (金色の装飾) |
| (15) | 150 クラブ結成 | エクステンション・アワード | レベル 15 (金色の装飾) |

2013 年 7 月 1 日またはその後本賞を受賞するライオンは、改定後のアワードを受け取るものとする。アワードは、過去に逆のぼっては交付されない。

- b. 一つのクラブ結成につき交付される賞は、2 個までに限られる。新クラブ結成に最も多大な貢献をした、と地区ガバナーが判断する 2 人のライオンズに、この賞が贈られる。受賞者は、他のライオンズクラブからの転籍会員あるいはライオンズクラブ又はライオネスクラブの元会員でない限り、新クラブの会員であってはならない。選ばれた受賞者の名は、地区ガバナーが国際本部に通知する。地区ガバナーがいない地区の場合は、チャーター申請書に記される結成責任者が、エクステンション・アワード受賞者を決める。
- c. エクステンション・アワードは、チャーターと共にガバナー宛に送られる。エクステンション・アワードは、クラブが結成されてから 1 年と 1 日経過した後授与される。エクステンション・アワードは、クラブ結成者に贈呈されるべく、地区ガバナーに送付される。
- d. エクステンション・アワードを申請するには、新クラブのチャーター承認日から最高 6 カ月までの期間が与えられる。

- e. 現地区ガバナー及びライオンズクラブ国際協会の従業員は、エクステンション・アワードを受賞することはできない。
- f. 新クラブを組織する各ライオンには協会の会長からの手紙が送られる。

2. 地区ガバナー・エクステンション・アワード

- a. アワードは、国際会長のプログラムに従って地区ガバナーに贈られる。新クラブ結成に対する地区ガバナーへのアワードは、その任期終了に続く会計年度の6月1日以降に前地区ガバナーに発行される。このアワードには、前会計年度に結成され、その翌会計年度の5月31日の時点でグッドスタンディングを維持している新クラブの数が表示される。
- b. 記録上、記入済みチャーター申請書が国際本部（米国イリノイ州オークブルック）に6月20日の業務終了時間までに提出された場合には、提出された年度の分として計算されるため、対応するエクステンション・アワードについても同年度内に受賞資格のあるクラブ、地区及び国際役員に対する分として計算される。

E. 新しい国に関する規定

- 1. 下記の条件が満たされない限り、新しい国又は領域における新クラブは、チャーター申請を国際理事会に提出することはできない。
 - a. 現地の政治機構の下に、ライオンズクラブ国際協会の目的達成が可能である。
 - b. 新しい国又は領域の住民が、地元のライオンズクラブに自由に入会し、有意義に活動参加できる。
 - c. クラブ及び地区が、ライオンズクラブ国際協会の会則及び付則に従って運営できる。
 - d. 情報の電子送信や、国際協会の公式言語に基づく言語サポート等、クラブ及び地区の運営上の必要性が適当に満たされる。
 - e. クラブの活動を、地元の住民が支持協力できる。
 - f. その国の銀行制度及び通貨状況の下に協会資金の振替送金が問題なくできる。
 - g. 新クラブ結成に関する規則がすべて守られている。

- h. 承認を得るために、コーディネーター・ライオンが国際理事会に推薦された。
~~コーディネーター・ライオンが国際理事会の承認を受けた。~~
- i. ガイディング・ライオンはクラブが結成される前に任命され、入会予定者が全員、会員としての責任を理解するよう計らう。~~このガイディング・ライオンはコーディネーター・ライオンと連携することにより、新クラブ結成を支援し、クラブが結成されたら2年間その進展状況を観察するものとする。ガイディング・ライオンは、クラブ結成の前に報告書を提出し、クラブの進展状況を観察するため、結成後も定期的に報告書を提出する。~~
- j. ガイディング・ライオンが新クラブの結成を監督する外に、その地域を担当するコーディネーター・ライオンその地域の元国際会長又は元国際理事がクラブ結成地を訪ね、クラブ結成の関係者と話す。~~コーディネーター・ライオンは、会員委員会に提出する新ライオンズ国申請書に添えて、新クラブ結成の実行可能性を詳述した手紙を提出する必要がある。コーディネーター・ライオンは、結成後もクラブをフォローし、クラブの進展状況を理事会に報告する。元役員はその後、自分の見地に関する手紙を提出する。元役員は、結成後にもクラブを観察し、クラブの進展状況を理事会に報告する。~~
- k. 新しいライオンズ国を設ける前に、予定される新クラブのスポンサー・クラブは、新クラブ援助のプランと適当な指導をするプランについて説明する手紙を、~~コーディネーター・ライオンに提出する。これをするのは、スポンサー・クラブの責任である。~~
- l. 結成予定クラブ自体が、そのクラブの会員が決意を固めていることを説明する手紙を書く。つまり、会費の支払い、資金獲得活動の実施、ライオンズ国となる予定の国で奉仕事業を実施する計画などに対する決意である。この手紙は、国際本部に提出される新ライオンズ国申請書に添えてコーディネーター・ライオンに提出されるべきである。~~予定クラブ自体は、クラブの会員が決意を固めていることを説明する手紙を書く。つまり、会費の支払い、資金獲得活動の実施、恵まれぬ人々を援助するプランなどに対する決意である。~~
- m. スポンサー・クラブは、新クラブが結成され、金融取引機能（銀行口座など）が設置され利用できるようになるまで、新クラブに代わって初回のすべての会費を集める。クラブが結成され金融機関を通じて資金を受け取ったり換えたりできるようになった時点で、すべての経済的責任は、その結成予定クラブの会員が負う。~~スポンサー・クラブは、スポンサーした新クラブの会費を払うべきではない。クラブが結成申請書を提出した瞬間から、予定クラブの会員がすべての経済的責任を負う。~~
2. 新ライオンズ国申請書および関係書類が、新クラブチャーター申請書の提出に先立って国際本部の会員部に送付され、会員増強委員会の承認を受けなければならない

ない。条件がすべて満たされていることを証拠立てる文書が、国際本部の会員開発部に提出されなければならない。

3. 新クラブチャーター申請が最終的に承認される前に新クラブのチャーターが承認された際、国際理事会は、その新しい国が地区に所属するか、地区無所属になるか定める。

F. 中国関係調整委員会

1. **目的** - 中国における新クラブ結成及び長期的な会員増強を推進すること。こういった活動がすべて、協会の会則及び付則、並びに理事会方針に従っていると共に、中華人民共和国政府の適切な承認を受けているよう、計らうこと。
2. **必要条件** - 本委員会は、協会の会則及び付則、並びに理事会方針、中国との外交関係に関する歴史、更に中国内で行われている協会の現在の会員及びエクステンション・プログラムについて精通しているべきである。
3. **任務**
 - a. 中華人民共和国政府との連絡役として、国際理事会及び執行委員会を代表する。
 - b. 中国政府の役人と会うために、必要に応じて旅行する。
 - c. 協会、中国、300 複合地区・台湾、東洋東南アジア会則地域内の他の国及び領域間の外交関係が長期にわたり継続的に安定するよう計らうため、話し合いに参加する。
 - d. 委員会の目的に影響を及ぼすかもしれない政治、政府、法律、社会関係の進展事項について、常に情報を得ておく。
 - e. 中国内のライオンズクラブの発展及び結成を調整する。
 - f. 中国内でライオンズクラブ及び協会のイメージ、名声、容認性を高めるために、前向きな広報活動の機会を探索する。
 - g. 委員会の目的を達成するために必要な戦略上の取り組み及び将来の行動を提言する。
 - h. 国際理事会及び執行委員会が要請するその他の任務を遂行する。
4. **会議** - 委員会は必要に応じて、また、国際会長、執行委員会、あるいは国際理事会が別段に指示又は承認した場合に、会議を開く。
5. **報告** - 委員会は執行委員会に報告をする。また、委員会の活動は、執行委員会によって承認されなければならない。執行委員会は、この委員会について理事会の承認を要する事項のいかなるものも、国際理事会に照会する。

G. フィールド・オペレーション

1. 給料及び特別手当

- a. 現地でのエクステンション・オペレーションに従事する常勤駐在員には、それぞれの国の就職状況、経済状態、社会情勢、給料制度など (単に通貨に関する条件だけでなく、勤務成績、生活水準、特別手当なども含む) に従って、国際本部の課長 1 級及び 2 級に相当する程度の給料が支払われる。
- b. 常勤及び非常勤駐在員のためには、100,000 ドルの事故死及び四肢喪失保険が掛けられる。

2. 出張及び経費

一般経費払戻し方針が適用されると共に、下記が追加される。

a. 請求書提出

(1) 常勤

出張中の経費のみ請求できる。規定の請求用紙に記入して、毎週国際本部に送る。

(2) 非常勤

出張中の経費のみ、一般経費払戻し方針に従って請求できる。そのような経費が発生した場合には、規定の請求用紙に記入して、毎月国際本部に送る。

b. 自家用車による移動

(1) 米国の場合、一般経費払戻し方針が適用される。

(2) 文書による説明と運営役員両者の承認があれば、例外が認められることもある。

c. 特別な出張

大会への出席など、長距離の出張又は特別な出張にかかわる経費は、特別な承認のもとに対象となる。

H. 会則地域

1. 会則地域所属国

I. アメリカ合衆国、その領域、バミューダ、バハマ

Anguilla
Antigua and Barbuda
Aruba
Bahamas, Commonwealth of The
Barbados
Bermuda
Bonaire
British Virgin Islands
Cayman Islands
Curacao
Dominica, Commonwealth of
Grenada
Guyana, Co-operative Republic
Jamaica
Montserrat
Puerto Rico, Commonwealth of
Saint Christopher-Nevis
Saint Lucia
Saint Vincent and the Grenadines
Sint Maarten (Netherlands, Antilles)
Suriname, Republic of
Trinidad & Tobago, Republic of
United States of America
United States Virgin Islands

II. カナダ

Canada
Saint Pierre and Miquelon, Territorial Collectivity of

III. 南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島

Argentina Republic
Belize
Bolivia, Republic of
Brazil, Federative Republic of
Chile, Republic of
Colombia, Republic of
Costa Rica, Republic of
Dominican Republic
Ecuador, Republic of

El Salvador, Republic of
French Guiana
Guadeloupe, Department of
Guatemala, Republic of
Haiti, Republic of
Honduras, Republic of
Martinique, Department of
Nicaragua, Republic of
Panama, Republic of
Paraguay, Republic of
Peru, Republic of
Saint Barthelemy
Saint Martin
United Mexican States
Uruguay, Eastern Republic of
Venezuela, Bolivarian Republic of

IV. ヨーロッパ

Aland Islands
Albania, Republic of
Andorra, Principality of
Armenia, Republic of
Austria, Republic of
Azerbaijan, Republic of
Belgium, Kingdom of
Belarus, Republic of
Bosnia and Herzegovina
Bulgaria, Republic of
Channel Islands
Croatia, Republic of
Cyprus, Republic of
Czech Republic
Denmark, Kingdom of
England
Estonia, Republic of
Faroe Islands
Germany, Federal Republic of
Finland, Republic of
French Republic
Georgia, Republic of
Gibraltar
Greenland
Hellenic Republic (Greece)
Hungary,
Republic of Iceland,

Republic of Ireland,
Republic of Isle of Man
Israel, State of
Italy, Republic of
Kazakhstan, Republic of
Kosovo, Republic of
Kyrgyzstan, Republic of
Latvia, Republic of
Liechtenstein, Principality of
Lithuania, Republic of
Luxembourg, Grand Duchy of
Malta, Republic of
North Macedonia, Republic of Macedonia, FYROM
Moldova, Republic of
Monaco, Principality of
Montenegro, Republic of
Netherlands, Kingdom of the
Northern Ireland
Norway, Kingdom of
Poland, Republic of
Portugal, Republic of
Romania
Russian Federation
San Marino, Republic of
Scotland
Serbia, Republic of
Slovak Republic
Slovenia, Republic of
Spain, Kingdom of
Sweden, Kingdom of
Swiss Confederation
Tajikistan, Republic of
Turkey, Republic of
Ukraine
Wales

V. 東洋東南アジア

Brunei Darussalam, State of
Cambodia, Kingdom of
China Beijing
China Dalian
China Guangdong
China Hong Kong
China Macao
China Qingdao

China Shaanxi
China Shenyang
China Shenzhen
China Taiwan
China Zhijiang
CMNI (Saipan)
Guam
Japan
Korea, Republic of
Lao, People's Democratic Republic
Malaysia, Federation of
Micronesia, Federated States of
Mongolia
Republic of the Union of Myanmar
Philippines, Republic of the
Marshall Islands, Republic of the
Singapore, Republic of
Thailand, Kingdom of

VI. インド、南アジア、~~アフリカ~~、及び中東

Afghanistan, Islamic Republic of
~~Algeria, People's Democratic Republic of~~
~~Angola, Republic of~~
Bahrain, Kingdom of
Bangladesh, People's Republic of
~~Benin, Republic of~~
Bhutan, Kingdom of
~~Botswana, Republic of~~
~~Burkina Faso, Democratic Republic of~~
~~Burundi, Republic of~~
~~Cameroon, Republic of~~
~~Cape Verde, Republic of~~
~~Central African Republic~~
~~Chad, Republic of~~
~~Comoros, Union of the~~
~~Congo, Republic of the~~
~~Congo, Democratic Republic of the~~
~~Djibouti, Republic of~~
~~Egypt, Arab Republic of~~
~~Ethiopia, Federal Democratic Republic of~~
~~Gabonese Republic~~
~~Gambia, Republic of~~
~~Ghana, Republic of~~
~~Guinea, Republic of~~
~~Guinea-Bissau, Republic of~~

India, Republic of
Iraq, Republic of
~~Cote d'Ivoire, Republic of~~
Jordan, Hashemite Kingdom of
~~Kenya, Republic of~~
Lebanon, Republic of
~~Liberia, Republic of~~
~~Madagascar, Republic of~~
~~Malawi, Republic of~~
Maldives, Republic of
~~Mali, Republic of~~
~~Mauritania, Islamic Republic of~~
~~Mauritius, Republic of~~
Mayotte
~~Morocco, Kingdom of~~
~~Mozambique, Republic of~~
~~Namibia, Republic of~~
Nepal, Kingdom of
~~Niger, Republic of~~
~~Nigeria, Federal Republic of~~
Pakistan, Islamic Republic of
Palestine, State of
~~Reunion, Department of~~
~~Rwanda, Republic of~~
Democratic Republic of São Tomé and Príncipe
~~Senegal, Republic of~~
~~Seychelles, Republic of~~
~~Sierra Leone, Republic of~~
~~Somalia~~
~~South Africa, Republic of~~
~~South Sudan~~
Sri Lanka, Democratic Socialist Republic of
~~Swaziland, Kingdom of~~
~~Tanzania, United Republic of~~
~~Togo, Republic of~~
~~Tunisia, Republic of~~
~~Uganda, Republic of~~
United Arab Emirates
~~Zambia, Republic of~~
~~Zimbabwe, Republic of~~

VII. オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、インドネシア、南太平洋諸島

American Samoa, Territory of
Australia, Commonwealth of

Fiji Islands, Republic of the
Indonesia, Republic of
New Caledonia and Dependencies, Territory of
New Zealand
Norfolk Island, Territory of
Papua New Guinea
Tahiti
~~Timor-Leste, Democratic Republic of~~
Tonga, Kingdom of
Vanuatu, Republic of
Samoa, Independent State of

VIII. Africa

Algeria, People's Democratic Republic of
Angola, Republic of
Benin, Republic of
Botswana, Republic of
Burkina Faso, Democratic Republic of
Burundi, Republic of
Cameroon, Republic of
Cape Verde, Republic of
Central African Republic
Chad, Republic of
Comoros, Union of the
Congo, Republic of the
Congo, Democratic Republic of the
Djibouti, Republic of
Egypt, Arab Republic of
Ethiopia, Federal Democratic Republic of
Gabonese Republic
Gambia, Republic of
Ghana, Republic of
Guinea, Republic of
Guinea-Bissau, Republic of
Cote d'Ivoire, Republic of
Kenya, Republic of
Liberia, Republic of
Madagascar, Republic of
Malawi, Republic of
Mali, Republic of
Mauritania, Islamic Republic of
Mauritius, Republic of
Mayotte
Morocco, Kingdom of
Mozambique, Republic of

Namibia, Republic of
Niger, Republic of
Nigeria, Federal Republic of
Reunion, Department of
Rwanda, Republic of
São Tomé and Príncipe, Democratic Republic of
Senegal, Republic of
Seychelles, Republic of
Sierra Leone, Republic of
Somalia
South Africa, Republic of
South Sudan
Swaziland, Kingdom of
Tanzania, United Republic of
Togo, Republic of
Tunisia, Republic of
Uganda, Republic of
Zambia, Republic of
Zimbabwe, Republic of

2. 個々の国を会則地域に割当てる手順

- a. 新しいか既存の国又は領域を会則地域に割当てることは、理事会の承認を必要とする。
- b. 転籍の結果、既に存在する複合地区又は国、あるいは領域を分割することはできない。
- c. 転籍の申請書には、転籍を希望する理由を添えると共に、当該国の準地区及び複合地区がこの件を検討して承認した公式会議の議事録の証明付写しを、添付しなければならない。
- d. 転籍を要請する国の転出会則地域と転入会則地域の現職の国際理事からの意見を要請する。
- e. 転籍の申請に対し理事会の検討を受けるためには、10月/11月又は3月/4月の理事会会議の30日前までに転籍申請書を理事会に提出しなければならない。
- f. 理事会が転籍を承認した場合には、その直後の国際大会終了時に、会則地域変更が有効となる。